

神奈川県議会情報セキュリティポリシーについて

1 経緯

地方公共団体のネットワークにおけるサイバーセキュリティ確保の方針（以下「情報セキュリティポリシー」という。）の策定については、各地方公共団体に策定の判断が任されてきたが、令和6年6月の地方自治法の改正により、地方公共団体の議会及び執行機関に対し、情報セキュリティポリシーの策定が義務付けられた。

2 策定すべき情報セキュリティポリシーの概要

情報セキュリティポリシーとは、「基本方針」と「対策基準」から構成される。

(1) 基本方針…情報セキュリティ対策における基本的な考え方

- 策定期限：令和8年4月1日
- 規定すべき項目
 - ① 方針の目的
 - ② 定義
 - ③ 対象とする脅威
 - ④ 適用範囲
 - ⑤ 職員等の遵守義務
 - ⑥ 情報セキュリティ対策
 - ⑦ 情報セキュリティ監査・自己点検の実施
 - ⑧ 情報セキュリティポリシーの見直し
 - ⑨ 情報セキュリティ対策基準・実施手順の策定

(2) 対策基準…「基本方針」に基づく、情報システムに必要となる情報セキュリティ対策の基準

- 策定期限：定めなし
- 規定すべき主な内容：パソコンの管理方法、ウイルス対策等

※ 総務省は参考すべきものとして、地方公共団体における情報セキュリティポリシー策定のためのガイドライン（以下「総務省ガイドライン」という。）を示している。

3 本県の現状

- 本県執行機関においては、総務省ガイドラインを参照して「神奈川県情報セキュリティポリシー」を策定済である。
- 本県議会では平成30年6月に「神奈川県議会議会ネットワーク管理要領」を策定し、議員貸与パソコン等の管理及び取扱を規定しているが、総務省ガイドラインで示された、③「対象とする脅威」、⑦「情報セキュリティ監査・自己点検の実施」等については明確な規定がない。

4 本県議会の対応（案）

(1) 策定方針

総務省ガイドライン及び神奈川県情報セキュリティポリシーを参考し、情報セキュリティポリシーを策定

(2) 適用範囲

本県議会が保有する情報資産（議員貸与パソコン等）及びその利用者に適用

(3) 策定時期

○基本方針 令和7年度中

○対策基準 令和8年度中

(4) 実施時期

令和9年度の議員貸与パソコン等更新に合わせ対策を実施

5 策定に向けたスケジュール（予定）

- | | |
|-----------|------------------------|
| ○令和8年1月上旬 | 団長会で基本方針（案）を提示 |
| 2月上旬～3月上旬 | 団長会で協議 |
| 3月下旬 | 団長会で基本方針について了解を得て策定・公表 |
| ○令和8年度 | 団長会等で対策基準を協議・策定 |